

① 高田南土地区画整理事業の一括施工の進捗状況と新図書館建設の着工見込みについて

(1) 高田南土地区画整理事業について

当事業は、昭和61年に長崎県に委託以来約32年間が経過しようとしている。町長は、今年6月全員協議会において一括施工の施工計画を説明された。その後既に約半年になろうとしている。そこで以下について質問する。

(イ) 一括施工手続きの状況、国費確保についての状況はどのように進展しているのか。

(ロ) 諸条件が整い、いつになったら一括発注ができるのか。

(ハ) この区画整理事業は、いつになったら一定の目途がつくのか。

(2) 新図書館建設について

新図書館について町長は、高田南土地区画整理事業に一定の目途がついたら着手すると答弁されている。そこで質問する。

(イ) 新図書館建設の着工は、いつごろになるのか。建設場所はどこなのか。

(ロ) 区画整理事業事業の一定の目途なり、新図書館建設の着手については、いずれにしても近々と想定される。ならば、一定の目途がつき次第着手となるのであり、もう既に基本設計なり、実施設計の準備が進められているものと想定される。建設についての取組の現状と今後のスケジュールはどのようになっているのか。

(ハ) 去る平成28年3月2日公益施設用地としての、土地取得についての議案が提出され、可決された。面積は、10,359.70㎡、金額は547,000,000円。この用地は法面が約2,000㎡あり、平地の有効面積は約8,000㎡。この広さは、役場前の小学校用地(校舎・運動場含む)とほぼ同一くらいである。町長は、ここに新図書館を建設しようと考えられているようである。コンパクトシティと言いながら、このように広い、ましてや高台のところに、図書館が必要なのか。町民の間からも同じような声がある。この用途は公共施設用地として購入しているのであり、図書館用地として限定はしていない。この用地は別の用途を検討することとし、新図書館の建設は現在の図書館・長与町公民館のある位置に建設するよう検討をする考えはないか。

② 長与町名誉町民について

本町における名誉町民条例は、昭和48年3月17日条例第13号として施行され今日に至っている。

この条例の目的は、町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政の振興に貢献し、その功績が卓絶で歓迎を受けた本町住民又は本町に縁故の深い者に長与町名誉町民の称号を贈り、その功績を顕彰するものである。

又、名誉町民の選定は議会の議決を経ることとし、公の施設等の使用料の免除、功績碑又は像の建造などの特典又は待遇を与えることとなっている。そこで質問する。

(1) 町長は平成24年に町長に就任されたが、この条例をどのように評価・理解されているか。

(2) 条例制定以降、今日まで名誉町民としての称号を贈られたことがないが、どのように感じているか。

(3) 町長就任後6年が経過しようとしているが、この間に称号の付与をなぜ検討されなかったのか。

(4) 残る2年間に、名誉町民の称号の付与を検討する考えはないか。その方策として、名誉町民の選定は、議会の議決が必要であるが、関係機関等に対し、名誉町民としての推薦等を依頼する考えはないか。また議会への提案の前に審議する、町長の諮問機動的組織を設置する考えはないか。

③ 金婚記念の祝意について

生誕20年目を成人式と称する一方、結婚後50年目を金婚式と言われている。成人式については定着している現状である。

各自治体においても金婚式を迎えた夫婦に対し、金婚記念品を贈る要綱等を制定した取り組みが行われている。夫婦ともども円満な家庭生活を築き、社会の発展に貢献された労をねぎらい、平和で健全な生活を願うことは大変重要なことではないかと思うものである。そこで質問する。

(1) 本町は、時あたかも町制施行50周年を迎えることとなった。

そこで、結婚50年目を迎えられる夫婦に対して、祝賀の状及び記念品を贈る等の制度を発足する考えはないか。